

信州大学大学院教育学研究科と独立行政法人教員研修センターとの連携に関する協定書

信州大学大学院教育学研究科と独立行政法人教員研修センター（以下、「両機関」という。）は、教員の研修について連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両機関が相互に連携・協力し、教員の研修に関する諸課題に的確に対応することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両機関は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 高度教職実践専攻カリキュラムと教員研修センタープログラムを相互活用すること
- 二 教員の資質向上のための研修プログラムの開発と支援に関すること
- 三 その他両機関で合意された事項

（経費）

第3条 本協定の連携・協用に要する経費の負担については、両機関が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、両機関のいずれからも申し入れがないときは、両機関の合意により1年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

（細則）

第5条 前条までに定めるもののほか、連携・協用に必要な事項は、両機関が協議して定めるものとする。

この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関が署名の上、各自1通を保有する。

平成28年 4月18日

信州大学大学院教育学研究科長

永松 裕希

独立行政法人教員研修センター理事長

高岡 信也